

八尾市公文書公開審査会規則

平成7年7月24日

規則第29号

改正 平成8年3月29日規則第10号

平成12年3月31日規則第6号

平成20年3月31日規則第39号

八尾市公文書公開審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市公文書公開条例(平成7年八尾市条例第9号)第14条第8項の規定により、八尾市公文書公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

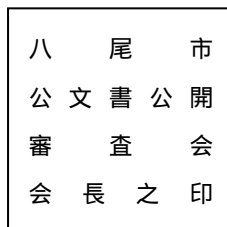
第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公印)

第4条 会長の公印を次のように定める。



書体 てん書

寸法 方21ミリメートル

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務部市政情報課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成8年3月29日規則第10号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第39号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。